（前のページより続き）

○生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理等に関する省令（**同五一**）　一九六
○国土交通省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令（**同五二**）　一九七
○水道法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通・環境三**）　一九八
○自然公園法施行規則の一部を改正する省令（**環境一六**）　一九九
○環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等をする国の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（**同一七**）　二〇〇
○環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令（**同一八**）　二〇六

〔**規　則**〕

○人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則（**人事院一―四―三〇**）　二〇六
○人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則（**同九―二―七三**）　二〇七
○人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則（**同九―六―九二**）　二〇七
○人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則（**同九―一七―一七〇**）　二〇八
○人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則（**同九―三〇―一〇九**）　二〇九
○人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則（**同九―一二三―四三**）　二一三

〔**告　示**〕

○沖縄振興特別措置法施行令第三十二条の二の規定に基づき、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を定める件の一部を改正する件（**内閣府三三**）　二一三
○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（**内閣府・財務三**）　二一四
○令和六年度地方債同意等基準（**総務一三四**）　二一七
○令和六年度地方債計画（**同一三五**）　二三四
○令和六年度地方債充当率（**同一三六**）　二三六
○政府出資等に係る不要財産（通信・放送開発金融関連業務を除く。）一部を改正する告示（**同一三七**）　二三〇
○特定通信・放送開発事業の実施に関する指針等を廃止する件（**同一三八**）　二三一
○租税特別措置法施行規則に規定する総務大臣の行う市街地再開発事業用資産の買換え特例制度に係る証明に関する手続を定める件の一部を改正する件（**同一三九**）　二三五
○通信・放送開発金融関連業務に係る政府出資等に関する告示等を廃止する告示（**総務・財務一**）　二三五
○奄美群島振興開発特別措置法施行令の規定により事業を指定する告示の一部を改正する件（**総務・農林水産・国土交通一**）　二三五
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（**外務一一四**）　二三三
○アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航に関する省令の交付要件等を定める件の一部を改正する件（**同一一五**）　二三三
○独立行政法人酒類総合研究所施設整備費補助金の交付に関する事務を国税庁長官に委任した件（**財務九五**）　二三四
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は補助事業等により効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は補助事業等により効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件（**同九六**）　二三五
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（**同九七**）　二三五
○食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令第三条第二項の主務大臣が定める期間及び基準発生原単位の全部を改正する告示（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二**）　二三八
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件（**財務・経済産業五**）　二三九
○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第二十八条第一項第一号に基づく登録施設利用促進機関を登録した件（**文部科学五七**）　二四二
○健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の一部を改正する件（**厚生労働一八四**）　二四三
○建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件（**同一八五**）　二四三
○建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第十九条の二の規定により読み替えて適用される職業安定法施行規則第二十四条の六第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件（**同一八六**）　二四三
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を優先評価化学物質として指定した件（**厚生労働・経済産業・環境三**）　二四四
○租税特別措置法施行令の規定に基づき、農業に従事することを不可能にさせる故障を定める件の一部を改正する件（**農林水産六九九**）　二四五
○農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件の一部を改正する件（**同七〇〇**）　二四五
○租税特別措置法施行令第四十条の七の六第十七項第四号の規定に基づく山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるものを定める件の一部を改正する件（**同七〇一**）　二四五